

平成27年度第3回 神奈川労働局公共調達監視委員会が、平成28年2月24日(水)に、神奈川労働局大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

平成27年度第3回

神奈川労働局公共調達監視委員会(議事概要)

開催日及び場所	平成28年2月24日(水)	
委員(敬称略)	委員長 千賀 瑛一 シンクタンク主任研究員	
	委員 杉山 茂八 公認会計士	
	委員 金子 泰輔 弁護士	
審議対象期間	平成27年7月1日から平成27年11月30日	
抽出案件	8件	
審議案件	8件	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回答
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回答
冒頭、事務局より神奈川労働局公共調達審査会の活動状況についての報告を行った。	
<p>【審議案件1】 横浜公共職業安定所入居工事(帝蚕関内ビル) (審議理由) 任意(ビル所有者の指定業者との契約) (契約概要) 横浜公共職業安定所の移転先である帝蚕関内ビル入居に伴い専有部分を業務用に改修するもの。躯体構造、電気・給排水・空調・防災防犯等の基幹設備に影響する工事の施工は、館内規則によりビル貸主と契約することが定められているため、競争に付することができず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき随意契約したもの。</p>	
館内規則に指定業者との契約が示されているとのことだが、誰が作成したものか。	ビル所有者である。
館内規則にはどのような記載がなされているのか。指定業者名が明確に示されているのか。	「貸室内の改装、間仕切り、その他造作設備の付加、新設、又は変更、除去等を行い、原状を変更されるときは・・・ビルの貸主の承諾を得てください。工事はビルの貸主で行います。」と規定されている。ビルの貸主とは本契約の施工業者であり、ビルの貸主が指定業者ということになる。 なお、工事については、館内規則とともに「貸方基準」において、ビルの貸主とテナントとの負担工事区分が明確に示されている。
予定価格の積算にあたり、指定業者であるビルの貸主と別の業者1者から見積書を徴取しているが、見積を徴取した翌日にビルの貸主と契約しているため、十分な価格の検証を行っていないのではないのか。もう少し検証する時間を設けて契約すべきではないか。	価格の妥当性を判断するために、指定業者の参考見積と別の工事業者から見積書を徴取しているが、ご指摘のとおり、時間をかけて十分に検証したとは言えないと考える。
価格の妥当性を判断するために見積合わせをする指定業者以外の業者はどのような基準で選定しているのか。また、見積合わせの業者は契約する可能性が無い中で価格を出すということであるから、本気で見積っていないのではないかと考えるが如何か。	過去に入居工事を行った経験のある業者の中から、工事をする可能性が無いことを承知のうえ協力いただける業者に見積を依頼している。工事の専門業者の見積であることから、本気度までは判断できない。

<p>【審議案件2】 年度後半における集中的な就職面接会開催事業委託 (審議理由) 低落札率、一者応札 (契約概要) 当該年度の後半に、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校において、卒業年次の者及び既卒3年以内の者を対象に就職面接会を開催する事業を民間事業者へ委託するもの。</p>	
本件は新しい事業なのか。	今年度初めて実施した事業である。
仕様書を見る限り、受託者が行う業務は雑役務と面接会当日の運営が主であることが明確で、低落札率となった要因を分析し、予定価格を圧縮する方向で次回以降検討していただければ良いのではないかと。	他の委託事業に比べ、職員が事業に介入することが多いため、ご意見を踏まえ今年度実績を考慮して次年度以降の予定価格の積算に反映させたい。
民間業者に委託するという事は、事業の成果や評価の方法がポイントとなる。どのように評価するのか。	委託事業者の監査を実施して事業内容を評価する予定であるが、企業の選定や求職者の登録等の基幹業務は当局職員が対応しているため、委託事業者の成果の検証や評価は難しいと考えている。
<p>【審議案件3】 横浜公共職業安定所移転に伴う新規備品の購入及び既設備品等移設作業 (審議理由) 高落札率 (契約概要) 横浜公共職業安定所移転に伴い、新規什器、備品の購入及び設置と、既存の什器、備品、書類等を移設する役務を併せて契約するもの。</p>	
入札参加業者の応札額が全て接近していることや予定価格とも僅差であることから、予定価格の積算精度が高いと評価する。	過去の類似案件情報が多く、高落札率になる傾向である。
<p>【審議案件4】 雇用保険関係しおり・リーフレット作製 (審議理由) 低落札率 (契約概要) 公共職業安定所で使用する求職者及び雇用保険受給資格者向けリーフレット等を作製するもの。雇用保険関係業務に必要な不可欠な調達品であり、毎年度作製しているもの。</p>	
過去の同案件は、しばらく同一業者が落札していたと記憶しているが、本件で別業者が落札できた理由をどう分析しているか。	本件の落札業者は、他の労働局で同案件の受注実績があり、毎年度入札に参加し僅差で不落札であったこともあり、状況を十分把握している業者であることから、企業努力も加わり落札できたと分析している。
著作権や印刷データを所持している業者が有利であるように考えられがちだが、一方で今は印刷業界も他業種と同様に精度の高いコンピュータ処理が可能になり、従来出来なかった活字やスチール写真なども処理できるため、大幅なコストダウンを図れる状況である。労働局で予定価格の積算に使用している印刷物用積算ソフトが印刷業界の実情に対応しているものなのか。	保守契約により毎年度ソフトを更新しているが、印刷業界が取り組むコストダウンには対応できているかどうかは確認できていない。しかし、今後の予定価格積算にあたり積算ソフトだけではなく、市場価格や取引実例価格を考慮するよう改善を図りたい。
<p>【審議案件5】 馬車道ウエストビル(神奈川労働局分庁舎)のレイアウト変更に伴う新規什器購入及び既設備品等移設作業 (審議理由) 高落札率 (契約概要) 馬車道ウエストビルに入居している神奈川労働局職業安定部職業対策課のレイアウト変更に伴い、新規什器、備品の購入及び設置と、既存の什器、備品、書類等を移設する役務を併せて契約するもの。</p>	
本件の作業内容を見ると一部設置工事が含まれているようだが、民間ビルの指定業者の縛りはないのか。	ビルの躯体に直接影響する工事ではないため、指定業者と契約する規則は適用されない。
<p>【審議案件6】 厚木労働基準監督署電話装置購入及び設置一式 (審議理由) 任意 (契約概要) 厚木労働基準監督署移転に伴い、電話回線をダイヤルインに変更し業務効率化を図るには、老朽化している既存の電話装置では対応できないことから、新規に購入及び設置するもの。</p>	
電話機の機能は多種多様であると思うが、労働局として何か機能の指定はあるのか。	特に指定はない。類似の契約において各所属等の実情に合わせた機能を付記した仕様になっている。

<p>【審議案件7】 平成27年度横浜公共職業安定所事務室賃貸借契約 (審議理由) 任意 (契約概要) 横浜公共職業安定所が抱えていた事務室狭隘、三股庁舎等の問題を解消するため、移転先の民間ビルと事務室の賃貸借契約を締結した。安定所の全機能を移転するための入居諸条件を満たしている物件が他にないことから契約に至った。</p>	
<p>移転することに至った基本的な背景はどのようなことか。</p>	<p>現有庁舎が築後30年を経過しており老朽化していること、事務室が極度の狭隘であり、民間ビル2室を含め三股庁舎で運営していた。利用者の利便性が非常に悪いこと、更に最も優先すべき事項として耐震診断の結果、耐震補強が必要であるものの補強工事が困難な建物のため、仮に補強工事を実施した場合、事務室機能を維持できない状況であることから早期に移転することとなった。大規模施設の移転であるため、多くの物件を比較し、賃料、面積等条件的に要件を満たしているビルが本契約の相手先であった。</p>
<p>賃貸借契約は、ビルの所有者〇〇とではなく、ビルの貸主である〇〇との賃貸借契約であることから、ビル所有者とビル貸主との賃貸借契約のもとに、ビルの貸主である転貸人との転貸借契約を締結しているということか。</p>	<p>ご指摘のとおりである。</p>
<p>賃貸借契約は、一番最初である入居時の契約が肝心であり、以後の継続使用契約は安易に行われるところが契約の落とし穴になるので、十分注意していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、指定業者との継続契約であっても価格の妥当性を十分検証することとしたい。</p>
<p>【審議案件8】 平成27年度横浜公共職業安定所(帝蚕関内ビル)清掃業務委託 (審議理由) 任意(ビル指定業者との契約) (契約概要) 賃貸借契約書第7条ロに基づく事務室の利用者が負担する室内清掃については、館内規則によりビル貸主と契約することが定められているため、競争に付することができず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき随意契約したもの。</p>	
<p>案件1の入居工事と同様に、館内規則にはどのような記載がなされているのか。指定業者に限ると明確に規定されているものなのか。</p>	<p>「貸室内の清掃は貴社とビルの貸主との別途契約により実施する。」と規定されている。具体的に言えば、安定所で使用する専有事務室の清掃については、ビルの貸主が請け負う契約を別に締結する必要があると規定されているものである。本案件の指定業者とはビルの貸主を指すものである。</p>
<p>民間ビルの清掃業務委託については、どのように価格の妥当性を判断しているのか。他社の参考見積を徴取しているのか。また、仕様を見る限り、指定業者にせざるを得ないような内容ではなく、清掃業者であればどこでも作業可能と考えるが如何か。</p>	<p>本件については、移転前に横浜所が入居していた〇〇ビルと△△ビルの契約単価と比較して、平米単価にして30円～80円安価であったことから妥当と判断し、他社の参考見積を徴取しなかった。更に価格交渉し当初の提示価格より安価で契約している。指定業者以外と契約できるか否かは館内規則がある以上、困難であると考えます。</p>
<p>年間の審議を通して感じることは、随意契約と競争入札の比率が毎年変わっておらず、随意契約の中身は「賃貸借契約」や「指定業者」による競争性が働かないものが多い。随意契約であっても客観性と契約までのプロセスの適正性を確保することが非常に重要である。委員会の設置要綱に「契約締結までの調達事務が適正に進められたか」の審議を行うよう改訂されたことから、データ収集や視点を見直す必要があると考える。</p>	<p>随意契約、競争入札契約を問わず説明責任があることから、客観性や契約までのプロセスの適正性確保に努めた。</p>
<p>【総論】 今回の8案件については、概ね問題はないと思われる。 次回の委員会は、平成27年12月～平成28年3月期契約の審議とし、平成28年6月23日(木)午前10時より開催する。</p>	

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 神奈川労働局

- 1 開催日 平成28年2月24日 (水)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | |
|-----|--------------------|
| 委員長 | 千賀 瑛一 (シンクタンク 研究員) |
| 委員 | 杉山 茂八 (公認会計士) |
| 委員 | 金子 泰輔 (弁護士) |
- 3 審査対象期間 平成27年7月1日から平成27年11月30日 契約締結分
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|---------------------|-----|
| ・審査対象件数 | 0 件 |
| ・審議件数 | 0 件 |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | 0 件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|---------|-----|
| ・審査対象件数 | 5 件 |
| ・審議件数 | 1 件 |
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|----------------------------------|-----|
| ・審査対象件数 | 9 件 |
| ・審議件数 | 5 件 |
| うち、契約金額が500万円以上の案件 | 2 件 |
| うち、参加者が一者しかない案件 | 1 件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | 0 件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|---------|-----|
| ・審査対象件数 | 5 件 |
| ・審議件数 | 2 件 |
- うち、直近の随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの
- | | |
|--|-----|
| | 0 件 |
|--|-----|
- うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの
- | | |
|--|-----|
| | 2 件 |
|--|-----|
- うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかないもの
- | | |
|--|-----|
| | 0 件 |
|--|-----|
- うち、委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が2分の1を超えるもの
- | | |
|--|-----|
| | 0 件 |
|--|-----|
- 5 審査案件の抽出方法
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の随意契約によるもので、競争性のない調達から抽出 ・物品・役務等の競争入札によるもので、契約金額500万円以上、低落札率、高落札率及び1者応札から抽出 ・物品・役務等の随意契約によるもので、競争性のない調達から任意に抽出 |
|---|
- 6 審査結果
- 不適切等と判断した件数 0 件
- 結果内容及び措置状況
- | |
|--------------------|
| 審査案件に特段の問題なし（所見なし） |
|--------------------|

様式1

別紙様式1

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 平成27年7月1日～平成27年11月30日

部局名 神奈川労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
該当なし										

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

様式2

別紙様式2

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成27年7月1日～平成27年11月30日

部局名 神奈川県労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1 横浜公共職業安定所入居工事 帝蚕関内ビル	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.8.31	株式会社千代田ビルマネジメント 東京都港区虎ノ門3-18-19虎ノ門マリンビル	ビル所有者の指定業者のため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項	30,683,822	30,618,000	99.79%	0			所見なし
2 厚木Tビル厚木労働基準監督署入居工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.13	株式会社小島組 神奈川県厚木市栄町1-2-2	ビル所有者の指定業者のため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項	12,823,285	12,744,000	99.38%	0		審議済（所見なし）	
3 職業対策課助成金窓口集中化に係るレイアウト変更に伴う電気工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.11	株式会社テクノラリー 東京都中央区日本橋3-7-7	予定価格が250万円を超えない為、法第29条3第5項及び予決令第99条第2号に該当	2,398,006	2,343,600	97.73%	0			
4 日本生命横浜本町ビル退去に伴う原状回復工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.30	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	ビル所有者の指定業者のため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項	9,880,000	9,880,000	100.00%	0			
5 横浜平和ビル退去に伴う原状回復工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.30	平和サービス株式会社 東京都中央区日本橋9-1	ビル所有者の指定業者のため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項	6,336,360	6,210,000	98.01%	0			

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 平成27年7月1日～平成27年11月30日

部局名 神奈川県労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	年度後半における集中的な就職面接会開催事業委託	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.7.30	ヒューマンアカデミー株式会社 東京都新宿区西新宿7-5-25	一般競争入札	4,773,168	3,021,710	63.31%	1者	審議済（所見なし）	所見なし
2	人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）建設分野	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.8.31	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	一般競争入札 （総合評価落札方式）	18,215,883	17,280,000	94.86%	1者	審議済（所見なし）	
3	横浜公共職業安定所移転に伴う新規備品等購入及び既設備品等移設作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.1	有限会社エム・エー・エヌ 横浜市旭区柏町124-4	一般競争入札	34,540,661	33,264,000	96.30%			所見なし
4	平成27年度神奈川県労働局下半期各種事務機器用トナーカートリッジ等の購入（単価契約）	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.9	株式会社ミナト事務器 横浜市南区中里1-9-27	一般競争入札	5,647,929	3,834,000	67.88%		審議済（所見なし）	
5	雇用保険関係しおり・リーフレットの複製（平成27年11月配布分）	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.16	株式会社白樺写真工芸 千葉県千葉市稲毛区山王町102-5	一般競争入札	2,581,882	1,772,566	68.65%		審議済（所見なし）	所見なし
6	横浜市（港南区・緑区）との一体的施設開設に伴う什器類購入及び設置作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.21	株式会社サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西2-13-7	一般競争入札	3,508,410	3,207,600	91.43%			

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」

②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」

③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

様式3

別紙様式3

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 平成27年7月1日～平成27年11月30日

部局名 神奈川県 神奈川労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
7	馬車道ウエストビルのレイアウト変更に伴う新規什器購入及び既設備品等移設作業	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.29	株式会社サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西 2-13-7	一般競争入札	7,032,211	6,858,000	97.52%		審議済（所見なし）	所見なし
8	厚木労働基準監督署移転に伴う新規備品等購入及び既設備品等移設作業	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.4	株式会社トミヤ 横浜市中区野毛町4-173-2	一般競争入札	11,514,654	11,124,000	96.61%		審議済（所見なし）	
9	厚木労働基準監督署電話装置購入及び設置一式	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.4	株式会社ウインネット 東京都杉並区下高井戸4-35-7	一般競争入札	2,367,115	1,684,800	71.18%			所見なし
10											
11											
12											

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものに対しては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものに対しては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものに対しては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成27年7月1日～平成27年11月30日

部局名 神奈川労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	平成27年度横浜公共職業安定所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.8.21	株式会社千代田ビルマネジメント 東京都港区虎ノ門3-18-19	要件を満たす物件がほかにない為、会計法第29条の3第4項に該当。	58,930,610	58,930,608	100.00%	0			所見なし
2	平成27年度厚木労働基準監督署事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.9.28	厚木ティールサービス 有限会社 神奈川県厚木市栄町1-4-22	要件を満たす物件がほかにない為、会計法第29条の3第4項に該当。	9,403,800	9,403,800	100.00%	0			
3	横浜公共職業安定所電話装置移設及び電話機等購入に伴う作業一式	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.10.16	株式会社富士通マーケティング首都圏営業本部 南関東支社 横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング21階	一般競争入札の結果、落札者がおらず、予決令第99条の2に該当。	3,993,995	3,974,400	99.51%	0			
4	平成27年度横浜公共職業安定所（帝蚕関内ビル）駐車場・駐輪場等誘導員業務委託	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.20	株式会社千代田ビルマネジメント 東京都港区虎ノ門3-18-19	ビル所有者が指定業者を定めており、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項に該当。	1,885,950	1,663,200	88.19%	0			
5	平成27年度横浜公共職業安定所（帝蚕関内ビル）清掃業務委託	支出負担行為担当官 神奈川労働局 総務部長 丸山 陽一 横浜市中区北仲通5-57	H27.11.20	株式会社千代田ビルマネジメント 東京都港区虎ノ門3-18-19	ビル所有者が指定業者を定めており、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項に該当。	2,680,563	2,444,419	91.19%	0			所見なし
6												

※別紙様式 1～別紙様式 4 の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」

②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」

③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」